

平成30年度 第11回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 平成31年2月8日(金) 午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 倉吉市役所 3階 第2会議室

3 出席委員 (25人)

会長 3番 山脇 優 委員

農業委員

1番 谷本貴美雄 委員	2番 徳田和幸 委員	4番 松本幸男 委員
6番 室山恵美 委員	8番 美田俊一 委員	9番 藤井由美子 委員
10番 河本良一 委員	11番 鐵本達夫 委員	12番 筏津純一 委員
14番 金信正明 委員	15番 福井章人 委員	16番 西谷美智雄 委員
17番 原田明宏 委員	18番 山本淑恵 委員	19番 吉村年明 委員

農地利用最適化推進委員

高見美幸 委員	涌嶋博文 委員	塚根正幸 委員	田倉恭一 委員
西谷昭良 委員	小谷俊一 委員	山下賢一 委員	小谷義則 委員
影山卓司 委員			

4 欠席委員 (2人)

7番 林 修二 委員 13番 數馬 豊 委員

5 議事日程

第1 開会

第2 会長あいさつ

第3 議事録署名人の決定

第4 連絡・報告事項

第5 議事

議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第69号 農用地利用集積計画の決定について

議案第70号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議案第71号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議案第72号 農用地利用配分計画について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長 森石 学

主幹 石賀 康一

主任 隅 陽介

7 会議の概要

(1) 開 会

事務局長 只今より、平成30年度第11回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

(2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条によりまして、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくお願いいたします。

(3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、議事録署名人でございますが、私が決定させていただいてよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは、8番 美田委員、9番 藤井委員をお願いいたします。

※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 欠席届が出ております。インフルエンザで7番 林委員、13番 數馬委員が欠席でございます。

(4) 連絡・報告事項

議 長 それでは、(4) 連絡報告事項。1月の農家相談会は吉村委員、松本委員が担当しておられましたが、相談が1件あったようでございます。松本委員ですか。

4番 それでは、報告をさせていただきます。1月17日、1件ございました。初めに、このケースは非常に込み入っておりまして、要は、両方とも亡くなられてその子供さんの出てこられたケースで、一口で言えば、最初は、仕切りを貰えないと。何とか農業委員のほうでというのが、どうもその思いで来られたようです。それも、貸し借りが始まって、考えてみたら、なんと仕切りを貰っとらんというようなことで、その方は〇〇〇の〇〇に住んでおられた方ですけども、今は〇〇〇に〇〇〇〇さんって方で、〇〇〇を経営しておられる方ということで、私も子供さんがうちの子と同級生だったんで顔は覚えとったんです。で、この案件が非常に複雑で三反くぼの真ん中を、亡くなられた〇〇〇〇さんってのが以前作っておられた。それで、その時に1反弱を1万5千円支払いましたという領収書をこの女性の方が持っておられた。これだけうちは払っとるのに、それから後、お父さんが亡くなってようせんいうことで〇〇さんに作ってえなと言ったと。そしたら、当然うちも仕切り払ってきたけ払ってくれるもんだと思ったけど、何年経っても払ってくれん。それで、今回、その水田を〇〇〇さんという、都会から帰ってこられた新規就農者に、昨年末、貸せるということで、どうも思い出したと。あれ、ほんに仕切り貰っとらんわと。いうこと

で来られたんです。それで調べたんですが、その件が何年もほったらかしであるということで、要はそれを解除してかからんとできんというのが判明しまして、ちょうどその日は天気が悪かったもので、どうせ片付けないけん問題だけっていうところで、私が電話しまして、これからちょっと出てきてくれという、〇〇〇〇さんの息子さん。さっそく出てこられ、解除は手続きできました。今度は金の関係です。ただ、農業委員がここまで入っていいかなという疑問もありましたけど、悩んでおられるので、お宅は貰っておられると。お宅が作られた時には1円も払っておられんけ、私らが言うわけにならんけど、気持ちだけでもしてあげたらどうですかという、アドバイスですよということで話をしましたら、了解しましたと。それで、〇〇さんの方に見てみたら、悩みがふつとんだということで喜んで帰られましたけど、後日電話してもらったら、まだ払って、気持ちしてごしならんということで、じゃあまた機会があったら私から悪役をちょっとしますわということで、分かりました。そういう状況です。

議 長 その他を事務局、お願いします。

事務局 それでは、平成30年度第11回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項です。(以下事務局説明)

議 長 報告事項で何か、質問等ございますか。

(なしの声)

(5) 議 事

議 長 それでは、日程(5)議事に入ります。本日の議案の説明をしていただきます。事務局よりお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明させていただきます。議案資料をご覧くださいと思います。

まず、議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。議案2ページを見ていただきますと3件、合計5筆の所有権移転の申請が出ております。いずれも許可要件をみたしていると考えます。

続きまして、議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について。4ページでございます。所有権移転の申請が1件出ております。コンビニエンスストアの建築でございます。用途地域に指定されている土地ですので、第3種農地、原則許可となっております。

それから、議案第69号 農用地利用集積計画の決定について。議案の7ページから56ページまで、合計144件の利用権設定の申出、また、57ページから58ページのとおり2件の所有権移転の申請が出ております。

続いて、議案第70号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について。議案の67ページ、68ページのとおり2件の申請が出ております。

続いて、議案第71号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について。70ページ、71ページでございます。70ページの除外の2件につきましては、先月、審議保留となった案件でございます。71ページは除外ではなく編入。農用地区域に入れるというほうの協議でございます。

それから、議案第72号 農用地利用配分計画について。95ページから101ページまでのとおり7件の協議がございますのでご審議をお願いします。

以上でございます。

議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、1ページから議案に入らせていただきます。議案第67号 農地法第3条の規定による許可申請についてお諮りいたします。質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということでございますので承認といたします。

議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 続きまして、議案第68号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。本件につきましては、本日午前10時30分より、当番委員であります吉村委員、涌嶋推進委員、藤井代理、森石局長、隅主任と私の6名で現地の調査に行っておりますので、代表して涌嶋委員より報告をお願いいたします。

涌嶋推進委員 涌嶋です。先程、議長が申されましたように、会に先立ち、午前中、現地調査を行いました。委員みんな問題なしと意見の合意を見たところですので。

議長 異議なしということでございましたので、お諮りいたします。質疑のある方はございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということで、第68号は承認といたします。

議案第69号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きますで、議案第69号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りいたします。その前に、該当委員に係る案件を先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。19ページ番号35番は2番 徳田委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(徳田委員 退席)

議 長 それでは、徳田委員が退席しましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 19ページ番号35番でございます。土地の所在地は〇〇〇の4筆でございます。合計2,435㎡の賃借権設定でございます。その他記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今の議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、異議のない方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 賛成ということで、異議なしということで承認されましたので徳田委員の入場を求めます。

(徳田委員 入場・着席)

議 長 徳田委員へ、只今の案件につきましては、異議なしということで承認されたことを報告いたします。続きますで、19ページ番号36番から21ページ番号40番までと47ページ番号117番、118番の〇〇〇〇 〇〇〇〇は9番 藤井委員に係る案件でございますので退席を求めます。

(藤井委員 退席)

議 長 それでは、事務局より説明してください。

事務局 19ページ番号36番でございます。〇〇〇〇〇〇他2筆、合計3筆の6,649㎡の賃借権設定でございます。以下記載のとおりでございます。その他、21ページ40番までと47ページ117番、118番、あわせて16筆31,171㎡の賃借権設定でございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今、説明がございました。異議ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということでございますので承認いたします。藤井委員、入場してください。

(藤井委員 入場・着席)

議長 只今の案件につきましては全員賛成で承認されましたので報告いたします。続きまして、21ページ番号41番は19番 吉村委員に係る案件でございますので、退席を求めます。

(吉村委員 退席)

議長 どうぞ。

事務局 21ページ番号41番でございます。〇〇〇の1筆3,391㎡の賃借権設定でございます。その他記載のとおりで、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 只今の案件につきまして、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、皆さんの挙手をもって決議いたします。

(賛成者 挙手)

議長 承認いたします。吉村委員の入場を求めます。

(吉村委員 入場・着席)

議 長 只今の案件につきましては、承認といたしましたので報告いたします。以上で該当する出席委員の案件は終わりましたので、その他の案件につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局 7ページでございます。利用権設定各筆明細等集計表でございます。田、畑、樹園地の合計は545,179.03㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては7ページから56ページ記載のとおりでございます。

所有権移転関係でございます。57ページでございます。所有権の移転を受ける者：〇〇〇の〇〇〇〇。所有権の移転をする者：〇〇〇の〇〇〇〇。移転する土地につきましては記載のとおりでございます。売買で10aあたり261,506円の単価となっております。

58ページでございます。所有権の移転を受ける者：〇〇〇〇〇の〇〇〇〇。所有権の移転をする者：鳥取県農業農村担い手育成機構でございます。移転する土地につきましては記載のとおり、9筆の10,029㎡でございます。10aあたりの単価にいたしますと、151,081円の単価になります。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況等につきましては59ページから64ページ記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等につきましては65ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 只今、議案第65号につきまして説明がございました。皆様でご意見・ご質問ございませんか。はい、河本委員。

10番 10番 河本です。利用権の設定に、中間管理機構が借りて、そんなの先がないのはなぜですか。

事務局 中間管理事業は、利用権設定は所有者と機構がするんですが、配分は、利用権設定ではなくて、後から利用配分計画を鳥取県が告示するってことで配分計画が決定されます。利用権設定とはちょっと違うやり方になります。

10番 分かりました。

議 長 その他、ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようでしたら、議案第69号につきましては異議なしということで、皆さんの挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

議 長 全員賛成でございますので承認いたします。

議案第70号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定について

議 長 続きまして、議案第70号 遊休農地解消対策事業助成金交付に係る遊休農地の認定についてお諮りいたします。その前に、この案件につきましても10時30分から、当番委員であります6名で行っておりますので、先程と同じように涌嶋推進委員より説明をお願いします。

涌嶋推進委員 涌嶋です。本日午前中、山協会長、藤井代理、吉村委員、森石局長、隅主任、涌嶋の6名で現地調査を行いました。〇〇の農地につきましては、現状では草が小さくて、ゴズボが生えてるのは確認できましたけども、以前、土地所有者が畜産農家に貸しておられて、牧草を耕作しておられた方が途中でやめて荒れていたということで、そのまま所有者に返されたということで、現状では、借りた方が所有者に返される前には耕作できるようにして返されるのが筋じゃないかということで、助成の対象にはならないという意見に達しました。2件目の〇〇〇の農地につきましては、現地ではカヤ、セイタカアワダチソウがたくさん生えており、10aあたり3万円の助成をすべきでないかという意見に達したところです。以上です。

議 長 只今の件につきまして、何か皆さんでご意見・ご質問ございますか。よろしいですか。はい、美田委員。

8番 8番 美田です。最初の案件ですけど、もしこのまま時期がずれてしまって、最初借りとった人が何もせずについていう状態でいく場合があると思うんです。そういうのはどうされるですか。実は過去に〇〇でもありまして。やるって言われたけども、畜産農家が、やられずにそのまんま、5月の連休ぐらいにしますけって言ったところがそのままなして、そのままきてやっとなというものが1件あったもんですけ、そういうことにならへんかなという心配です。

議 長 その心配もしました。今、やめた人は別のところの畜産農家に勤めておられます。見ると、いわゆる牧草をローリングしたのがまだ何個か投げているんです。5、6個。そういうのも撤去せずに返して、次にする人が申請してお金を貰ってするうちゅうのはちょっと、理に合わないことになるんです。きちんと、もとの田んぼに返してから解約してもらわな困りますよということで、とりあえず、注意はする必要があるんです。まずそこから始めて、それから次の段階へ移らないけんと思うんです。今日見たらあまりにも杜撰な返し方になっとなして。そりゃユンボで掘ってありましたけど、けっこうゴズボが出ます。それで、稲作ったら、田植えしたらゴズボはだんだんと枯れていきます。水の中弱いもんだけ。たぶんこれは小豆でしょ。ですから早いこと手を打たんといけんので、今の時期に農業委員会から元の借りとる人に対して、注意を促して話をせないけんと思いをしております。

8番 了解しました。

議長 その他、ございませんか。

(なしの声)

議長 ないようでしたら、この件につきましてご異議のない方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 全員異議なしということでございますので承認といたします。

議案第71号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について

議長 続きまして、議案第71号 倉吉農業振興地域整備計画の変更について。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、資料の70ページからご覧いただきたいと思います。

まず、70ページの倉吉9、倉吉10につきましては先月、審議を保留させていただいた案件でございます。資料の72ページからそれぞれの資料を付けております。先月ご指摘いただきました点につきましては、まず、土地改良のことにつきましては、再度確認させていただいたところ、土地改良事業の施行はございませんでした。該当なしでございまして、改良区さんにも確認しましたが、意見書とか同意書というのは必要ないということで確認を取っております。先月話がありました、このすぐ上手のメガソーラーの部分ですが、あその時は大正から昭和にかけてというような古い土地改良、耕地整理が入っておりまして、農政局とも協議して、土地改良事業としては扱わないとして、土地改良事業があれば第1種農地ですので太陽光は許可にならないんですけども、あまりにも古い土地改良でしたので土地改良事業として見ないということで太陽光が許可になっております。で、その時には、そうは言っても土地改良ですので改良区さんの同意や決済金などもあったようです。今回の土地についてはないことを確認しております。それから、ご指摘いただいた文章の部分です。除外の理由ですとかそういったところも農林課で直しております。番号倉吉9、10については以下のようなところで、農地区分及び許可基準につきましては、70ページですが、先月と変わらず第2種農地、小集団の生産力の低い農地。許可基準につきましては代替地なしで許可見込み有りと考えております。

続いて、資料の86ページをご覧いただきたいと思います。協議番号倉吉11については編入でございます。農用地区域外農地、いわゆる除外地となっている田んぼの農用地への編入でございます。86ページの資料で説明させていただきますと、編入の計画、理由につきましては、編入後、今まで通り田んぼとして使用されますが、理由につきましては、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が利用権設定をされていて、多面的機能支払交付金活動の対象農用地としたいというこ

とがありまして、農用地の指定をしたいということでございます。協議地は〇〇の田んぼ2筆でございます。3番、協議地利用計画につきましては、先程説明しましたとおり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が多面的機能支払交付金で活用されるということでございます。土地改良事業はそこに書かれているとおり、県営の圃場整備事業で、87ページに関係機関との調整状況を、88ページで市長の考え方でございます。

以上でございますが、農林課も職員が参っておりますので、ご質問があればお願いします。

議長 只今の案件について質疑のある方は、どうぞ、挙手をしてください。文章も変えてきておられまして、この文章であれば問題ないかなと伺えるんですけど、よろしいですか。

(はいの声)

議長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議長 全員賛成ということで、議案第71号につきましては承認といたします。

議案第72号 農用地利用配分計画について

議長 続きまして、議案第72号 農用地利用配分計画についてお諮りいたします。事務局。

事務局 利用配分計画案について、倉吉市長から協議がございましたので本会の意見を求めるものです。利用配分計画各筆明細につきましては95ページから101ページまで、7件で115筆185,550㎡の賃借権の配分計画でございます。農用地利用配分計画により賃借権等を受ける者の農業経営の状況等につきましては103ページから最終ページの109ページ記載のとおりでございます。以上でございます。

議長 只今の議案につきまして、説明がございました。質疑のある方はございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしという方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 全員異議なしということで承認といたします。

(6) その他

議長

それでは、次に(6)その他の項に入らせていただきます。別冊―その他報告・連絡事項―をご覧いただきたいと思います。では、(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書について、隅主任、お願いします。

事務局

それでは、別冊―その他報告・連絡事項―をご覧いただきたいと思います。表紙の裏、2ページからでございます。(1)農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書についてでございます。届出日は31年1月28日。届出者は〇〇の〇〇〇〇でございます。転用目的は農業用倉庫で、届出地・位置図等については以下記載のとおりで、許可の要らない根拠については2a未満の農業用施設ということで、転用許可ではなく届出で済む案件でございます。

続いて、3ページ、(2)農地法第5条の規定による許可を必要としない届出書でございます。こちらは鳥取県の発注工事に伴う工事用資材の仮置場及び仮設道路でございます。平成30年2月1日に届出されたものの工期延期でございます。延期の理由につきましては平成30年の豪雨、また、台風24号の影響でということでございます。請負業者は、3月いっぱいまでは〇〇〇〇でございますが、4月からは〇〇〇に変更になるようでございます。工期が3月20日だったものが、現状復旧も含めて8月10日までということでございます。許可の要らない根拠は国または県が転用する場合ということでございます。以上でございます。

議長

続きまして、(3)あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任につきまして、石賀主幹。

事務局

4ページでございます。あっせん申出が7件出ております。①、〇〇〇〇。〇〇の方でございます。〇〇の1筆の農地でございます。売りたいということございました。2反ぐらいですが、80万ぐらいでもいいかなというようなことを言っておられました。5ページ②、〇〇〇〇さん。〇〇〇〇の方でございます。〇〇の5筆、使用貸借であっせんをお願いしたいということございました。6ページ③です。〇〇〇1筆の農地でございます。売買、賃貸借、できれば売りたいということでご相談がありました。7ページ④、相談者は〇〇〇〇さんです。〇〇の3筆。賃貸借のご相談がございました。それから、8ページでございます。⑤〇〇〇〇さんからの売買、賃貸借、使用貸借のご相談が2筆ございました。9ページ⑥、〇〇〇さん。これは、近々、期間満了になるわけですが、その後、売りたい。もしくは、賃貸借を別の方ということ。こちらの〇〇〇〇については、稲は植えれないという状況であるようです。最後に10ページ⑦でございます。〇〇〇〇さん。〇〇〇〇の方で、2筆あります。賃貸借の相談がございました。以上、7件のあっせん委員の選任をよろしく申し上げます。

議長

大変たくさん、毎月のように出てくるようになりまして、それでは、あっせん委員の方をお願いしたいと思います。〇〇の〇〇〇というところですか。〇

〇〇〇、2名おられますけども。

2番 私。

議長 徳田委員。1人でいいですね。

2番 はい。

議長 続きまして、〇〇。福井委員。続きまして、〇〇〇。涌嶋委員。

涌嶋推進委員 次も私。〇〇。

議長 では、2つ続けて。それから、次は〇〇〇。これは谷本委員。いいかいな。

1番 まあ、行ってみます。

議長 〇〇の〇〇〇。これは藤井さんが一番近いんだな。

9番 鐵本さんにもお願いしたい。ちょっと仲間になってほしいですけど。

議長 なら、鐵本委員と藤井委員の2人。堀は。

影山推進委員 はい。

議長 はい、影山推進委員。お願いします。

続きまして、(4)農地等あっせん活動の状況の報告についてお願いいたします。①、涌嶋委員、吉村委員の案件でございますが、涌嶋さん。

涌嶋推進委員 〇〇の田んぼですけども、11mの100mの真ん中で仕切りがありまして、相談者の〇〇さん。それから、横しが以前耕作しておられた〇〇の〇〇さん。それで、本人の〇〇さんに1月16日に面会しました。〇〇の方を探しているけども、〇〇は実際、耕作される1戸あたりの農地も非常に少なく、農業機械を持っておられる方がほとんどおられないということで、以前はJAにお願いして作っておられたということで、私も〇〇の方には声しとるんですけども、なかなか作り手がないということで。お互いに探しましょうということで合意を得たところでございます。

議長 続きまして②、福井委員。

15番 15番 福井です。1月10日分と本日の分で、すでに交渉しております。石賀さんのお世話になりながら、ほぼ確定です。合計15筆で12,054㎡作っていただきますので。

議 長 ありがとうございます。続いては涌嶋委員。

涌嶋推進委員 ③の〇〇さんですけれども、本人さんに電話しまして、これは親からの相続ということで、現地は〇〇の山と山の間の谷間で、機械もなかなか入れない、現状ではとても耕作できないような、水田ですけれども、農地としては耕作できる状況にはないと。それで、〇〇の方にもちょっと声を掛けましてやってみたんですけれども、未整備であるし、イノシシの出るようなところではよう作らんとということで、本人さんにも現状をお話ししまして、私も探しますし、本人も、なら〇〇の方にちょっと声してみるというところでお互いに合意をしたところでございます。

議 長 ありがとうございます。④の數馬委員は欠席でございますが、數馬委員が自分が借りて作るということで自ら申し出ておりますので、これは決定でございます。

事務局 (5) 農地の利用状況調査の結果についてでございます。資料の一番裏の12ページでございます。各地区ごとの遊休農地の面積を記載しております。一番右側の下のところに合計面積が書いてあります。484筆538,973㎡ということで、484筆の53haの遊休農地が倉吉市の遊休農地ですということです。解消した面積は17筆で15,688㎡。1.5ha解消しました。で、新規で発生したのが95筆62,966㎡。6haの新規の遊休農地がありまして、合計しますと53haということです。平成20年からの推移を下に書いておりますが、50ha前後、上下しながら推移しておるかなというような状況でございました。以上です。

議 長 ありがとうございます。続いて、(6) 総務委員会の報告について。総務委員長、鐵本委員。

11番 鐵本です。総務委員会からの報告を申し上げます。〇〇〇〇っていう会社の〇〇〇の分ですけれども、古物の関係だということで、いろんな電気製品とか資材とか、いろんなもんを置いている件について、それなりの手続きをして、転用手続きをしてもらわないけんですよというやり取りをずっとしてたんですけど、最終的に、この日に、去年いっぱい期限を切って話をしたんですけど、延々と片付いてないということで、呼び出しとか来てくださいということで来ていただきまして、〇〇〇〇の社長、貸している所有者の姉さんにあたる方、親族の方、従業員の方ということで4人来られました。その中で、片付けるとかそういうことをきちっとしていただかんと一歩も前に進まんじやないかと。去年も片付ける片付けると言いながらずるずる来ると。この際だからここで今はっきり話を決めたいから、何か述べたいことがあれば言ってくれというような話をしまして、100%の片づけは、そこまではともかく、ほぼ、見えるところの範囲の中の部分について片付けてくれという話で、1月22日でしたんで、3月末までには全部片付けると。その間に、当然、こちら

も確認に行かせていただくし、それが出た時点で申請という格好にしてもらわないと、いつまでたっても違法の使用になるということで、法人については1億以下の罰金だというきついパンフレットもお渡ししました。それで、これからですけども、雪の事もあるんで3月いっぱいという期限を向こうとの話で伝えたわけです。その片付けの状況を見ながら、また、ぎりぎりの時になれば、見て、こちらも指導なりをする必要があるかな。どうなのかなという状況ですけども、今のこの22日の報告においては、それを言って片付けて、こちらも確認するし、手続きをしてくれということで、今、話がついとるところであります。

議 長

ありがとうございました。とにかく道路から10mぐらいのところまできちんときれいになれと。それが条件ですよということで。3月いっぱいの。今日、行ってみましたらほとんどきれいにしてありました。それから、こないだの委員会の前にも、年明けてから農林局に委員長と隅くんに行って、道路の無許可の使用をしとるから、県土整備局もきつくせいやと。いわゆる、法が1m以上あるんです。それを埋めて道路の高さに上げてきとるから。法面を自由に使とる。法面は県の土地ですから。ですから、違法行為だから、許可なしに通行させたら困るよと言ってやったら、分かりましたということで。うちが農業委員会の違反転用土地に許可出してもらっちゃ困るからということで、まだ当分、許可出すなということで、一応、注意はしてもらいました。鉄板も引き払ってきれいにせえと。鉄板を敷いとったもんですから、それも取れと県土整備局から言ってもらいまして、話はしておりました。それからもう1点は、前も話したかと思うんですけど、生活環境局の許可をもらとるとものすごい強調したんです。生活環境の担当に電話したら、うちは違反転用は関係ないですから別にいいですと、こう言いやがった。カチンときた。それから局長のところに行って、お前らちょっと、農林局も生活環境局ともお互い横の連絡を取り合って、ちゃんとしてもらわな困るがなと。わかりましたということで、局長にもだいぶきっちり言って帰りました。

今日行ったらある程度は仕上がとったということで、間違いなく3月いっぱいにはきれいにするということでございますので、また報告させていただきます。以上でこの案件については終わります。続きまして。

事務局

(7) その他の報告です。まず、31年度の会議日程・現地調査、相談会の日程表の案を配っております。変更等ありましたら、事務局に報告をお願いします。7月10日は参議院選挙の関係で交流プラザを予定しております。来月も議会の関係で会議室が使えないということがありますので交流プラザに変更になっております。よろしくをお願いします。

それから、農地利用最適化交付金事業について、若干、説明させていただきます。来月改めてお話しいたしますけども、今、皆さん委員さんの月額報酬が報酬条例で決まっております。この度、この事業をするにあたって条例改正をいたしまして、月額報酬に加えて、活動実績に応じて、別に定める額を加算額として報酬を払うことができるような条例改正をします。別に定める額という

のは要綱で別に定めたいと思います。今日も7件のあっせんがあったわけですが、そういったあっせん活動に対して、今までも頑張ってもらったんですけど、もっと頑張ってもらうために、新年度からそういう事業に取り組みたいと思っております。4月1日の活動からスタートできるように、来月の農業委員会で活動日報などの説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長

今、ございましたけど、日報をきちっと細かく書いてください。何月何日何時何分から何処何処に行ってあっせんの話を見せていただいたと。それで何時に終わったと。そういう具合に詳しく書いていただいて事務局に出してもらえば、1年間精算してきちんとするというところでございますので、皆さんの頑張りを期待したいと思いますので、よろしくをお願いします。

その他の項で、皆さんで何かありましたら。はい、鐵本委員。

11番

以前、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、もう作らんけっていう話のがあって、2町近く作ってくれる人を探さないけんでないかということで、いろいろしておりましたが、紹介があったりして、〇〇〇〇さんと話を進めておりました、もう親子の解約届を出しましたんで、あとは本人さんと会って、ようするに賃貸の費用とか条件とかを話す段取りにできましたんで、やれやれというような気持ちで、私らの役目ですけど、そういうことでしたんで、お互い情報交換しながらやらせていただきたいと思います。以上です。

議長

その他ないようですので、以上で本日の農業委員会会議は閉会といたします。

— 午後2時30分 閉会 —